

実施要綱

公益社団法人日本武術太極拳連盟

1. 実施日・実施連盟

都道府県連盟が下記の日程で実施する。

- | | |
|-----------|---|
| 5月 8日(日) | 1) 滋賀県 2) 兵庫県 3) 長崎県 4) 宮崎県 |
| 5月 14日(土) | 1) 東京都 |
| 5月 15日(日) | 1) 山形県 2) 群馬県 3) 新潟県 4) 石川県 5) 福井県 6) 岐阜県 7) 和歌山県
8) 徳島県
8) 沖縄県 |
| 5月 21日(土) | 1) 神奈川県 2) 静岡県 |
| 5月 22日(日) | 1) 秋田県 2) 福島県 3) 茨城県 4) 愛知県 5) 京都府 6) 奈良県 7) 岡山県
8) 広島県 9) 大分県 |
| 5月 28日(土) | 1) 大阪府 |
| 5月 29日(日) | 1) 青森県 2) 岩手県 3) 宮城県 4) 栃木県 5) 山梨県 6) 鳥取県 7) 山口県
8) 高知県 9) 福岡県 |
| 6月 5日(日) | 1) 北海道 2) 千葉県 3) 長野県 4) 富山県 5) 三重県 6) 鹿児島県 |
| 6月 12日(日) | 1) 埼玉県 2) 香川県 3) 佐賀県 |

(不実施=島根県 愛媛県 熊本県)

2. 事業日程

- | | |
|--------------------|--|
| 3月 25日(金) | 認定委員 推薦アンケート発送(日本連盟から実施都道府県連盟に) |
| 3月 28日(月) | 都道府県連盟への申込み締切り(都道府県連盟加盟団体から実施都道府県連盟に) |
| 4月 1日(金) | 申請締切り(実施都道府県連盟から日本連盟に) |
| 4月 13日(水) | 認定委員 推薦アンケート回答締切り(実施都道府県連盟から日本連盟に) |
| 4月 4(月)~8日(金) | 受験票・教材発送(日本連盟から実施都道府県連盟に、早期実施県から順に発送) |
| 4月下旬 | 認定委員の委嘱状発送(日本連盟から実施都道府県連盟に) |
| 5月 8日(土)~6月 12日(日) | 認定実施 |
| 7月 13日(水) | 研修参加者報告・登録料一括納付・会計報告締切り(実施都道府県連盟から日本連盟に) |
| 8月下旬~9月中旬 | 認定証・証明書発送(日本連盟から実施都道府県連盟に) |

3. 養成講習会・認定試験 時間割

- | | |
|-------------|---------------------|
| 9:00~9:40 | 受付け |
| 9:40~10:00 | 開講式、諸注意、講師紹介 |
| 10:00~12:00 | 学科講習、学科レポート記入 |
| 12:00~13:00 | 昼食、休憩 |
| 13:15~14:15 | 『入門・初級太極拳』指導法研修(実技) |
| 14:30~16:00 | 「指導実技」指導法研修(実技) |
| 16:00~16:10 | 閉講式、解散 |

4. 養成講習の内容と認定試験の方法

- ◎普及指導員の資質の基本基準:

普及指導員は、太極拳指導に関する基礎知識および技能を有し、初級者の太極拳指導ならびに管理ができるもの（「指導員規則」第4条第1項）とする。養成講習会と認定試験はこの基本基準に適合するよう実施する。

◎普及指導員の受験資格：

認定試験当日現在に満20歳以上で、加盟団体会長の推薦を受けることができ、「太極拳1級」またはそれ以上の段位を有する人は、公認普及指導員認定試験を受験することができる。従来の指導歴規定は廃止するので、指導経験が無くても受験することができる。

◎講習の範囲：

1) 学科講習：

学科講習は、受講者に事前に配布する『太極拳指導教本』の①「太極拳の基礎理論」、②指導実習=「指導法概論」のうち基礎的な部分、および『太極拳実技テキスト』の第1章、「基本姿勢と基本動作の要領」に限定して講義を行う。受講者は事前に配布された教材を予め学習し、講習は試験に向けた重要ポイントのみを講義する。

2) 指導実技講習：

①『入門・初級太極拳』の基本的な指導要領を講習する。

②24式太極拳における基本的、重点的な動作の要領と、その指導方法について講習する。

◎審査方法：

学科レポートの提出：

上記1)の学科講習の内容について、学科レポート記入を行う。

実技審査：

技能検定1級以上の合格者を対象とするので、24式太極拳の実技試験は行わない。

5. 普及指導員の認定について

「学科レポート」を提出し、「研修」に参加した受験者は、全員「普及指導員」の認定登録の申請を行うことができる。

6. 実施地と申請の方法

実施地

普及指導員認定は都道府県連盟が実施する。

単独で実施するだけの受験者がいない県連盟は、隣接する都道府県連盟と合同で実施することができる。

合同実施する場合は、日本連盟への手続き窓口をいずれか1つの都道府県連盟に特定して実施する。

受験地

普及指導員は在住地の都道府県連盟が名簿管理する原則に基づいて、普及指導員認定を申請する者は、申請者の在住地の都道府県連盟に申請を行い、その在住地の都道府県連盟が実施する普及指導員認定試験を受験しなければならない。

技能検定1級は申請者の所属団体が当該都道府県連盟の加盟団体であれば非在住地で受験することができるが、普及指導員認定の受験地は在住地に限られる。

都道府県連盟は、申請者の所属団体が当該都道府県連盟の加盟団体でない場合でも、申請者が当該地の在住者であれば、その申請を受理しなければならない。

受講・受験料 1人=1万円

申請方法

1. 所定の申請書の推薦状欄に本人が所属している団体が加盟している都道府県連盟印と都道府県連盟会長印を捺印し、申請書欄に申請者本人が署名・捺印し、所定の記載事項を記入し、写真2枚(よこ2.5×たて3.0センチで裏面に本人の氏名を記入)を添付し、3月28日(月)までに在住都道府県連盟に送付する。

併せて、受講・受験料計1万円×人数分を在住都道府県連盟が指定する銀行口座に振り込む。いったん納付された受講・受験料は、受講・受験を取り止めても返還されない。当該都道府県連盟に受験申請する団体は、受講・受験料を当該連盟が指定する銀行口座に振込み、申請書類を送付する。申請書には必ず「受講・受験会場」として在住都道府県連盟を明記する。

2. 實施都道府県連盟は、下記の<8. 地方認定委員会(実施都道府県連盟)の業務>の記載に基づいて、申請書類を一括して、4月1日(金)までに、日本連盟に送付する。